大館市政だより
第二十五号
毎月2回発行
発行所 秋田県大館市 大館市役所
編集兼発行人 飯坂勇蔵

住宅十五戸を建設

敷地は有浦地区

近く住宅十五戸が有浦地区に建てられます。

昭和二十九年度の公営住宅は四十三戸割当になりました。

有浦地区に建設される住宅は

第一種木造（十一坪）十戸
第二種木造（九坪）　五戸

となつており、今後更に建設されるものはテラスハウス（一戸当り十三坪）　十戸　第一種耐火構造（一戸当り十二坪）十八戸

となつております。

十五日に総代選挙

大館土地改良区

九月十五日に大館土地改良区の総代選挙が行われます同改良区の事業を実施している地区の土地所有者や耕作者等三百九十八名の有権者があり、この有権者のうちから次のような選挙区によつて四十名の総代を選挙するもの

第一選挙区　旧大館部　二十四名
第二選挙区　沼館・松木　三名
第三選挙区　長木村　十三名

タバコは市内で

タバコは市内でお買い求め下さい。タバコ消費税が設けられて、小売価格の百十五分の十が市の収入になつています。例えば

ピース一コ　三円九一銭
新生　三円四七銭
光　バット　二円六〇銭

が市の台所に入つてきます出張や旅行の場合、市内でタバコを買つてから、お出かけになつて下さい。奥さんの御主人に対するタバコお心ずかいが市のためにもなるわけです。

公益質屋を開設

三分の利子で八千円迄

都合により開業のおくれていた「大館市営公益質屋」がいよいよ開かれます。

質屋から貸出しを受ける際は、住所、氏名、職業及使途がはつきりしていなければなりません。

質物は衣類、家具その他の動産に限ります。

貸付金は見積価格の十分の五以内において一口千円。一世帯につき五千円以内となつています。しかし市長が事情やむを得ないと認めた場合は、一口二千円、一世帯に八千円まで貸付けることができます。

利子は月百分の三（三分）で流質期限は四ヵ月

市有地と住宅を處分

市の赤字克服三ヵ年計画にもとずいて、市有地と市営住宅を処分することになりました。処分する際には、現在市有地を使用されている方や、市営住宅に入居されている方に対して優先的に払下げることにしております。

◆払下げの市有地は……

川中一本柳　一九〇七坪
長木川南　五八二五坪
東台　一九〇七坪
金坂　三五〇七坪
桜町　四五七坪
水門前　四五〇七坪
二本杉下　一六二坪
護摩木道下　九二坪

◆処分される市営住宅

昭和二十一、二十二、二十三年度に建設された第一種公営住宅で五十一棟主として鉄砲場と桜町の住宅です。

価格その他については近日中に払下げ希望者と面接の上決定することにしています。

市では市有地と市営住宅の処分で三千七百二十五万二千円を見込んでおります。代金は売買契約を結んで後十月から毎月分割して納めて頂くことに予定しています。

社会福祉事業大会

全県の社会福祉事業大会が九月九日、十日の両日に亘つて、秋田市山王体育館（スポーツセンター）で行われます。

昨年は鳳鳴高校の講堂で盛大に行われました。

この大会は県内の社会福祉事業係者が一堂に会し当面の諸問題を討議して今後の活動の糧とするものです。

川へゴミを投げないこと

七月一日から清掃法が実施され、川や公共の水域にゴミを投げてはいけないことになつています。しかしながら、長木川や下内川にゴミを棄てる人が相変らずあるようです。これはお互いに迷惑てもあり、不衛生なことでもありますから、川にゴミを棄てることは是非やめて下さい。

各課の係はこんな仕事を①

「大館市役所事務分掌規程」が七月三十一日より設けられています。

これは七月の定例議会で決つた「大館市課及び室設置条例」にもとずいて役所内の事務分掌をはつきりとさせ、行政事務を能率的に行うために決められたものです。

「事務分掌規程」による各課や室の係と係の取扱う事務は次の通りになつています。

◆総務課

庶務係――①議会に関する事項　②告示及び庁中令達に関する事項　③公印の管守に関する事項　④訴願、訴訟、直接請求に関する事項　⑤消防並びに水防に関する事項　⑥支所に関する事項　⑦市内連絡に関する事項　⑧庁中取締に関する事項　⑨儀式に関する事項　⑩秘書に関する事項　⑪条例、規則その他の規程に関する事項　⑫褒賞及び表彰に関する事項　⑬職員の進退、賞罰、服務、研修並びに身分に関する事項　⑭恩給その他諸給与に関する事項　⑮職員の福利厚生に関する事項　⑯出張命令に関する事項　⑰職員の勤惰に関する事項　⑱当直に関する事項　⑲公平委員会に関する事項　⑳職員団体に関する事項　㉑文書の収受発送及び整理保存に関する事項　㉒法令、記録及び図書の整理保存に関する事項　㉓書庫の管守に関する事項　㉔構内電話交換事務に関する事項　㉕貯蓄奨励に関する事項　㉖事務能率の増進に関する事項　㉗課内の庶務に関する事項　㉘その他、他の主管に属さない事項

財政係――①予算その他財政一般に関する事項　②市有財産の管理、蓄積、取得及び処分に関する事項

戸籍係――①戸籍に関する事項　②住民登録に関する事項　③外国人登録に関する事項　④身分、身元に関する事項　⑤印鑑証明に関する事項　⑥人口動態に関する事項　⑦自衛隊募集事務に関する事項　⑧その他戸籍一般に関する事項

◆税務課

賦課係――①市税（除く保険税）の賦課調定に関する事項　②土地台帳、家屋台帳及び名寄帳並びに図面に関する事項　③税外諸収入（他課の分掌事項に規定してあるものは除く）の賦課調定に関する事項　④固定資産評価事務に関する事項　⑤検税に関する事項　⑥税その他の証明に関する事項　⑦固定資産評価審査委員会に関する事項　⑧課内の庶務に関する事項

徴収係――①市税の徴収に関する事項　②税外諸収入に関する事項　③督状の発行に関する事項　④市税及び税外諸収入滞納処分に関する事項　⑤納税思想の普及向上に関する事項　⑥納税団体に関する事項　⑦犯則締に関する事項

◆会計課

会計係――①市の才入の納及び才出の支出に関する事項　②決算に関する事項　③臨時寄託金及び有価證券の保管、出納に関する事項　④市金庫に関する事項　⑤雑部金出納に関する事項　⑥その他会計事務に属する事項　⑦課内の庶務に関する事項

用度係――①物品の調達及び保管並びに出納に関する事項　②不用品の処分に関する事項　③工事物件資材の検収に関する事項

陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 隊員募集

昭和四年十月二日から昭和十一年十月一日までの間に生まれた男子で新制中学卒業程度の学力を有する方身健全な方は応募できます

◆待遇――被服、食事支給営内（艦内）居住、最初は二等陸士、二等海士、又は二等空士として採用（月額六千円）以後順次昇進できる

◆募集締切　九月三十日

志願者は市役所戸籍係へお出で下さい。

愈々迫る 秋田県大館市 商工祭

全市をあげて盛大に

来る九月二十三日から二十九日まで大館市で「秋田県商工祭」（秋田県及県内八市共催）と「大館市商工祭」が行われることになりました。時まさに秋の観光シーズンにあたり、県内の産業紹介や週辺観光地の案内にとつて絶好の機会です。

第一会場は城南小

第一会場は「産業館」として城南小学校をあてます。同校の雨天体操場は「秋田県工業振興展覧会場」として各教室は全県の優良物産即売会場や弘前、八戸の代表的優良品の出品場として使用されます。

第二会場に公民館

第二会場の公民館（旧桂城小）は「観光演芸館」として次のような行事が予定されています

①秋田県観光展覧会
②県北二市三郡観光写真コンクール
③観光土産展示即売会
④観光地及温泉宣伝まつり

このうち①～③は旧教室が五室あてられ、④の「宣伝まつり」は公民館ホールで会期中毎日午前十一時より午後二時三十分まで、各地の歌、踊りの名手が熱演することになります。

観光演芸館を設置

県北二市三郡の写真コンクールの応募要領は次の通りです。

㋑作品は未発表のもので四ツ切以上のもの。応募締切は九月十五日まで
㋺応募枚数制限なし
㋩作品は返送しません
㋥入賞作品及び版権は主催者に属します。

㋭九月二十三日から九月二十九日まで「観光演芸館」内に展示室を設け二十四日に審査して入賞者を発表

㋬賞品
推薦一名　一万円
特薦二名　各三千円
入選五名　各一千円
佳作若干名各五百円
（共催）

秋田県観光連盟、北秋田観光協会、能代山本観光協会、八幡平観光協会、十和田観光協会、大館市（協賛）

地区内写真材料店、県北二市三郡カメラクラブ、秋北バス、各新聞社

会期中に敬老会を

九月十五日は「年よりの日」ですが、今年の敬老会は二十四日十時より公民館（観光演芸館）で式典が行われ、引きつづき各地の民芸手踊り等を観賞します。又この日はお年よりの方の飛入りもあつたりして盛大な敬老会になるものと思われます。

店頭装飾コンクール

市内各商店の店頭装飾コンクールも会期中に行われます。審査は二十四日に行われますが「新しい感覚で統一され店頭を立体的に構成して購売欲をそそるように工夫されているかどうか」などの点から審査されましよう。

その他商工祭の会期中に行われる主な行事をお知らせします。

◆全県専門店大会
23～24日　於鳳鳴

◆専門まつり　23日
「竿燈」「花輪ばやし」「仙北御山ばやし」「ささら踊り」「ぼんてん祭」「ばやし」などが市内をねり歩きます

◆東北六県商業教育大会
24～25日　於鳳鳴

◆秋田県選管連合総会
25日　於議事堂

◆全県柔道大会
25日　於第二会場

◆三宅春恵独唱会
25日　於鳳鳴

◆全県中小企業協組大会
26日　於鳳鳴

◆全国声良鶏鳴き合せ会
26日　於第二会場

◆秋田犬展覧会
26日　於一中（予定）

◆東北都市財務協議会
28日～29日　於鳳鳴

以上のように盛沢山の行事が折り込まれることになつており、人出も相当あると思われます。商工祭事務局では大館へ来られる方々の宿舎の準備も大へんな仕事で、市内の旅館はもとより大滝、日景温泉などにも泊つて頂くような手配をすすめています。

又大館駅と東大館駅の駅頭には大きな歓迎塔を設け、大橋や各会場に歓迎門をつくる外に市内各所に横断幕や広告旗、ポスターによつて、全市は商工祭のはなやかな色どりで飾られることになります。

商工祭は、私達郷土における産業の現状を知ると共に私達が豊かな明るい生活を営むことのできるよう、産業を更に伸展させることが商工祭の究極の目的です。商工祭の開催にあたつては市民皆さまの御協力をお願いすると共に、今後とも大館の産業を振興させるため大いに努力しようではありませんか。

農事メモ

稲作について

①低湿田、冷水灌漑田は早目に落水して地温を高め、成熟を促進しましよう。平担部の乾田地帯では出穂後約二十五日間は米粒の肥大成熟期です。この間は、田が乾きすぎると稔りをさまたげ、減収となりますから極端に田面を乾さぬこと。

②稗抜きは穂揃後速かに行い、落粒を防ぎましよう。

③採種田は異品種や罹病株を抜き取りましよう。刈取りは遅れないように注意し、穂軸が半分位黄色になつたときが刈取りの適期です。

④暴風雨については次のことに十分注意して下さい。

1　ラヂオ、新聞等によく気を配り、暴風警報が発令されたら、田に十分灌水して暴風による稲の動揺を少くして下さい。又田面や茎葉から盛んに蒸発する水分を補給して稲を保護しましよう。

暴風雨に御注意

暴風で稲が倒れたら……

㋑未熟のものでは、株を起して数株を一括し、穂首のところでつなぎ合せること

㋺倒伏した田は、排水をよくして田面の乾燥を計つて穂発芽の防止につとめよう

㋩熟期が進んだものは早刈をして米質の悪変を防ぐ

㋥倒伏稲の乾燥は十分間かくをおいて「ハサ」にかけ通風をよくしよう

㋬頸イモチ、節イモチ病は徹底防除に努めよう

水田裏作

一、麦類

①適期播種に努めましよう
麦類の適期は、中下旬です十月に入ると著しく不良になるから九月中に播くこと特に今年は稲の生育が遅れているため適期作業に心がけましよう。

②種子消毒を行いましよう
麦には種子伝染する病害が多いから必ず消毒を行う事
消毒方法は次の通り

㋑風呂湯浸法　浸漬開始温度C45度～46度　浸漬時間八～十時間

㋺水銀製剤消毒　千倍液（水一斗に五匁）に一時間浸漬する。

㋩粉剤消毒　セレサンを種子重量の〇・三%～〇・五%（大麦一升につき〇・九匁～一・四匁）混じて種子にまぶす

大麦は最近雲紋病の被害が多いから、種子消毒をして、被害麦稗堆肥は被覆に用いないように。

二、レンゲ

落水期に入つたら田面の停滞水排除につとめて下さい又稲の刈取り後はすぐ暗渠排水を行い田面の乾燥に努めましよう。

三、ナタネ（苗床管理）

㋑間引き…子葉が十分開き第一本葉が見え始めた頃に第一回の間引きを行い、二三本立とし、一両日おいて根がおちついたら第二回の間引きを行つて一本立ちに

㋺追肥…播種後十五日頃第一回を行う（硫安坪当20匁）その後十五日目頃第二回の追肥（硫安坪当30匁）

㋩病虫防除…キスヂノミムシ、アオムシ、カブラバチの幼虫、ヨトウムシ、アブラムシ等に対しDDT乳剤又は除虫菊乳剤を散布

畑作について

①九月上旬は秋播甘藍の播種適期であるから、時期を失しないように播きましよう。

②草苺の植付適期は中旬。この時期に播かないと、来春の果実のつきが悪くなります。適期をのがさないで早目に植付をしましよう。

③白菜の白斑病、黒斑病、露菌病の防除に努めよう。九月に入つたら銅製剤一号十二匁液（水一斗に銅製剤十二匁を溶かす）か、ダイセン水和剤約五百倍液（ダイセン水和剤九～十三匁を水一斗に溶かす）を一週間おきに撒布するとよい。

④秋播ホーレン草は九月上旬から中旬が適期です。